

扶養照会書等において使用する文言に関する大臣ご発言（案）

平成25年11月12日

- 去る11月7日の当委員会における小池晃委員からのご質疑において、長野市が使用している扶養照会書等の中に、生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現がある旨のご指摘を頂きました。
- その際、事実関係を確認すること、このようなことが行われないうち自治体を指導していく旨答弁させて頂きましたが、その後の厚生労働省の対応等について、ご報告させて頂きます。
- まず、ご指摘の件についての事実関係ですが、長野市において、生活保護において扶養義務が保護を受けるための要件であると誤認させるおそれのある表現があることを確認しました。自治体が個別に使用しているシステムにおいて、当該文言が使用されるようになっていることが、原因であり、長野市においては、直ちに当該様式を変更したと報告を受けております。
- また、長野市と同様の文言を使用している事例が他にもあることが判明したことから、事柄の重要性に鑑み、厚生労働省としては、11月8日に全国の自治体に対し、同様の文言を使用している場合は改善を図るよう通知いたしました。
- さらに、今後、
 - ① 厚生労働省において、自治体における同様の事例を把握し、改善状況を点検するとともに、
 - ② 12月に予定している全国会議において、今回の事例の内容について具体的に自治体に周知し、今後のシステム契約における参考とし、システムの構築にあたっては、自治体が責任をもって各種様式等に不適切な表現を使用しないようにすることについて、徹底することとしております。

以上、生活保護の扶養照会書等において使用する文言に関して、ご報告させて頂きました。

両法案に関するご審議方、何卒よろしく申し上げます。